

清代における洪澤湖の水運と湖盜

松浦 章[※]

一 緒言

中国の五大淡水湖とされるのは江西の鄱陽湖、湖南の洞庭湖、江蘇の太湖、江蘇の洪澤湖と安徽の巢湖であり、古くから漁業資源の宝庫であるとともにまた水運の交通路としても利用されてきた。¹

この内、江蘇省の北西部から淮河の中流に位置する淡水湖である洪澤湖は江南の水路としても活用され、2003年の『洪澤湖志』が編纂され、そのなかで水運に関して、航道、船閘、港埠、船舶、水上貨運、水上客運、水上企業、水運專業戸、水上交通管理²、などに関する項目を掲げて述べられている。



写真1 洪澤湖全圖



写真2 洪澤湖碑

そこで、本稿では、2018年4月7-9日に淮安で行われた“大運河與中国古代社会研究”の際の南京大学の大運河調査に同行した記録（写真1・2、図1・2参照。）と共に特に19世紀末から20世紀における洪澤湖の水運と湖盜³に関して述べてみたい。

※ 松浦章：関西大学名誉教授。

¹ 百度検索「洪澤湖」参照。

² 『洪澤湖志』編纂委員会編『洪澤湖志』方志出版社、2003年13月、321-337頁。

³ 松浦章「清代康熙年間の徽州官吏と洞庭湖の湖盜」『或問』第40号、2021年12月、1-12頁。

松浦章「明代における内河・大江・湖水の盜賊—河盜・江盜・湖盜—」『海史事研究』第81号、2024年11月、51-66頁。

二 洪澤湖の航路

(1) 洪澤湖の治水

葛士濬編『皇朝經世文續編』卷九十一、工政四、河防下、翁同龢・潘祖蔭の光緒十三年の（1887）の「黃河南決請速籌堵塞並設法補救疏」によれば、

…使指為故道、而現在鄭州決口、由賈魯河、入淮直注洪澤湖。…⁴

とあり、鄭州より決壊して賈魯河より淮水を経て直ちに洪澤湖に流入するとされ、洪澤湖の形状について、同書に、

…洪澤湖、形如側釜、北高南下、斷不能導之使、出清口。…⁵

とあり、側面が釜のようで、北側が高く、南側が低くなっていた。この洪澤湖の水量に関して、康熙帝も関心を示した。

『聖祖實錄』卷二百四十四、康熙四十九年（1710）十二月庚辰（二十日）條に、

河道總督趙世顯摺奏、御壩西壩工程請修築加長、繪圖進呈。上諭大學士等曰、御壩西壩關係緊要、甲子年朕南巡時清流不暢黃水倒灌以致洪澤湖上流淤墊。⁶

とあり、康熙帝が康熙甲子（二三、1684）年に江南巡幸⁷をめざした巡行の際に指摘したように黄河の治水が洪澤湖の水量に関係していた。

『高宗實錄』卷一百七十三、乾隆七年（1742）八月に、

大學士鄂爾泰議覆、兩江總督宗室德沛奏稱。洪澤一湖。上承河南安徽七十二河之水。向由清口而出。濟運敵黃。來源甚巨。屯蓄堪虞。故於高堰迤西。設三滾壩分洩。又作天然二壩。以防異漲。後因湖水南瀉。為下河之憂。是以將天然并高郵諸壩封閉。由是而湖力既可敵黃。且下河之興鹽等處。悉免水患。蓋天然二壩一啟。既恐湖弱不能敵黃。…⁸

とあるように、「洪澤一湖。上承河南安徽七十二河之水。向由清口而出。濟運敵黃。來源甚巨」と、洪澤湖は河南省と安徽省から 72 本の河川が流入する湖で、青口に源を發し、黄河に匹敵する大運河を流れているとされるようにその水源は広大である。洪澤湖の水源として河南や安徽から流入する 72 の河川の水が豊富な水源となっていたの

⁴ 葛士濬編『皇朝經世文續編』卷九十一、工政四、河防下、翁同龢・潘祖蔭の光緒十三年の（1887）の疏。

⁵ 同書。

⁶ 『聖祖實錄』卷二百四十四、康熙四十九年（1710）十二月庚辰（二十日）條。

⁷ 松浦章『海外情報から見る東アジア 唐船風説書の世界』清文堂、2009年7月、第二編第一章「康熙南巡と日本」、151-167頁参照。

⁸ 『高宗實錄』卷一百七十三、乾隆七年（1742）八月壬子（二十六日）條。

である。

洪澤湖の水域には、名付けられた航路が数多あるが、特に全長 50km を越えるのが、78km の洪澤湖南線航道、112km の洪澤湖西線航道、168km の淮河と蘇北との間の灌溉總渠淮陰段航道、50.5km の金宝航線、57.8km の徐洪河航道、54km の洪澤至半城線、55km の洪澤至臨淮線などである。⁹

洪澤湖が、歴史上注目されるようになるのは明代以降である。

『明實録』の『神宗實録』卷四百十六、萬曆三十三年（1605）十二月に、

原任陝西參議、今調湖廣茶陵州知州范守已言、國家漕輓仰給東南、歲運四百萬石、止賴會通河一線之水耳。而壅塞無常百十年來非止一次往者、議開膠萊河議通海運蒿目腐心迄無成功長慮卻顧卒無善策。…諸泉皆可引入鄭水、以濟漕輓、再每二十里、建一石閘、如會通河之比、則蓄泄有時水、自裕如計其工費丁力、亦不過四五萬兩耳。若此道既通、則漕舟出天妃閘即繇洪澤湖入淮、遡淮入潁水、遡潁入鄭水、牽挽尤穩黃河、又可不用矣。…¹⁰

とあり、明の萬曆年間に洪澤湖が航路として活用されていたのは江南から北京へ漕糧を水運で輸送する漕運¹¹の水路のとして注目されたことによる。洪澤湖と淮水が水路として密接な関係にあった。

清代になると『高宗實録』卷一百六、乾隆四年（1739）十二月の條に、

工部會議總辦江南水利工程大理寺卿汪滄等奏、淮揚運河、東岸隄工、上自寶應、高郵、下至甘泉之邵伯、計程二百餘里、向因設有大壩、一遇湖河水漲、開放宣洩、致下河地方被淹、最甚者、高郵城南之南關、五里、車邏、三大壩、其次、邵伯以北之昭關壩、寶應以南之子嬰壩、一經開放、泰州、興、鹽、等屬、盡被淹沒、今年伏秋大汛盛漲、將洪澤湖天然壩堅閉、高寶東隄等壩、俱不許開放、所以下河數州縣、水患頓除、竊思壩患雖除、壩基猶在、存斯廢蹟、恐愚民疑惑傳訛、請全行徹去、與東隄一律相平等語、查前項壩工、經先後總河、題請修建、以備宣洩、今若以久成之工、盡行平去、遇異漲、何以禦之、應責該管河道、加謹防護、所請平徹、毋庸議、至稱、下漢地方農田、全資水利、涵洞之建、實屬有益、其向係民辦者、聽民修理外、請於子嬰壩、五里中壩、車邏壩、三處、各添建洩水閘一座、應准其添建、又稱、邵伯鎮、為水路馬頭、坐當湖水之衝、舊有磚石土工、亟應增砌加築、又高郵州之護城磚工、

⁹ 『洪澤湖志』編纂委員會編『洪澤湖志』321-333頁。

¹⁰ 『神宗實録』卷四百十六、萬曆三十三年（1606）十二月戊午（十八日）條。

¹¹ 星斌夫『明代漕運の研究』日本學術振興會、1963年1月。

亦需修補等語、應如所請、飭令淮揚道詳估、乘冬月水涸修辦、從之。¹²

とあり、淮揚運河の東岸の塘が完成し、寶應・高郵から甘泉の邵伯までの計二百餘里が利用できるようになり、洪澤湖がその補完的水路としての役割を担っていた。

『高宗實錄』卷五百七、乾隆二十一年（1756）二月に、

江南河道總督署兩江總督尹繼善、署江南河道總督富勒赫奏、洪澤湖、入海之路迂遠、興、鹽一帶、勢如釜底、海灘高於內地、潮來與湖抵、湖水不能暢流入海、下河即加挑濬、難弭水患、惟東西灣、入江入河各道、宣洩盛漲、最便最要、苦多淺窄阻滯之處、去路不能迅速、臣等遵旨詳勘、擬將邵伯下東西灣河、新舊底面、各加挑寬、並按形勢、挑切灘嘴、又擬將金灣壩、壁虎橋、並鳳凰橋下、各引河、間段加挑寬深、又芒稻閘迤下、並石羊溝、廖家溝、董家溝、等河、亦酌量疏濬、湖水多一分入江、下流少一分受害、再范隄一帶閘座、為下河水匯、捍禦宣洩兩恃、應將閘座損壞者、拆修完整、趁汛前支帑興工、至錢維城奏內、芒稻閘口、係洩水入江之尾閘、應大加開放、查灣頭河、蓄水運鹽、早放則水漏易淺、於鹽有礙、遲則河漲難消、鹽、河務官、向多爭執、臣等酌定水誌、水長諭誌、即開芒稻等閘、水消始閉、通鹺洩汛、合併奏定章程、得旨、著照所請行。¹³

とある。洪澤湖が、淮南の塩を輸送する水路の一部としても利用されていたことがわかる。

『高宗實錄』卷五百四十四、乾隆二十二年（1757）八月の條に、

又諭、據碩色奏稱、湖北碾運豫米、動撥穀五十萬二千餘石、該省本年額徵運京漕米、止一十五萬一千餘石、尚缺額常平穀、約二十萬石、請將湖南本年運京漕糧、十五萬餘石、截留十萬石、存貯北省、補還常平倉穀等語、今年運河水大、南來糧艘、頗多阻滯、楚省過淮最後、抵通既遲、回空更致延誤、湖南應運漕糧、竟可停其運京、漕糧十五萬餘石、全數截留湖北、除所請十萬石存貯該省、照數補還倉額、其五萬餘石、一併委員運赴豫省兌收、更於賑糶有益、該部即遵諭行、署江西巡撫阿思哈奏、現碾米二十五萬石、分八起運往、目下各州縣正屆收漕、即飭令以二穀作米一石、按數徵收還倉、官民兩便、報聞、河南巡撫胡寶瑋奏、兩省水路、俱應由長江順流而下、至通州轉入洪澤湖、經泗州臨淮等處、甚為便捷、應咨明江、楚、以二十五萬石、從臨淮抵亳州一路轉運、以二十五萬石、從臨淮正陽關抵周家口一路轉運、臣委員兌收接

¹² 『高宗實錄』卷一百六、乾隆四年（1739）十二月 甲戌（二日）條。

¹³ 『高宗實錄』卷五百七、乾隆二十一年（1756）二月庚申（二十二日）條。

又滁州及來安縣、亦係食淮北陸運之鹽、該處亦有河可以通江、現今照廬州例、一體江運、以收便民裕課之益、得旨嘉獎。¹⁷

とあるように、淮北の塩の販売のために廬州への航行は、洪澤湖から壽州に進み、同地において牛車に積み替えて輸送する方法が行われていたようである。塩の販売においても洪澤湖は水運の重要な航路となっていた。

『宣宗實錄』卷九十二、道光五年（1825）十二月の條に、

又諭、御史楊殿邦奏稱、江南地方、私梟充斥、所在多有、而洪澤湖口、尤為伊等必經之處、大夥梟徒、每起百餘人或數百人不等、水路則船數十隻、陸路則車數十輛、為首者謂之仗頭、俱有鳥槍器械、拒捕傷人、更有一種梟匪、在泗州謂之黑頭批、在和州謂之白槍子、平日或結會拜盟、或強搶行劫、各分黨類、互相爭奪械鬥、甚至將人支解、其最著名之李大本、尤為兇橫、肆行無忌等語、江南梟徒充斥、深為地方商民之害、琦善等前此雖奏獲梟匪多名、而渠魁首惡未能捕獲、自難盡絕根株、著該督等即遴委幹員、將著名匪犯李大本、密速查拏務獲、嚴究黨羽、按律懲辦、此外為首梟徒、務當訪明窩巢、按名悉數躡緝淨盡、以靖奸宄而安良善、將此諭令知之、¹⁸

とあるように、江南の広大な水路の一部となる洪澤湖ではあったが、とりわけ洪澤湖口には匪賊が集まり群がる所とされた危険な水域でもあった。このことは後述したい。

（一）洪澤湖の水源

雍正九年（1731）二月初二日付の吏部尚書漕運總督江南河道提督軍務の嵇曾筠の奏摺に、

竊照淮揚運河之水、全資洪澤一湖、以為灌注。¹⁹

とあり、淮揚運河の水量は全て、洪澤湖から流入していた。このため同奏摺に、

官民船隻出口渡黃咸資利。²⁰

と記すように、官船や民間の船隻が洪



図2 洪澤湖近郊農村

¹⁷ 『高宗實錄』卷一千三百九十一、乾隆五十六（1791）十一月庚子（二十九日）條。

¹⁸ 『宣宗實錄』卷九十二、道光五年（1825）十二月乙卯（三日）條。

¹⁹ 雍正九年（1731）二月初二日付の吏部尚書漕運總督江南河道提督軍務の嵇曾筠の奏摺。

²⁰ 雍正九年二月初二日付の吏部尚書漕運總督江南河道提督軍務の嵇曾筠の奏摺。

澤湖から黄河に入船するには洪澤湖からの流水量と深い関係があった。

嘉慶七年（1802）六月二日付の吳璣と多隆武の奏摺によれば、

…查洪澤湖因淮河上游冬春雨雪甚稀僅存底水二尺五寸。²¹

とあり、洪澤湖の水量は淮水の上流部地域における冬季の降雪・春季の降水量が洪澤湖周辺の水域の水量に大いに関係していたことがわかる。

…湖水多分入運清水得以全力東注勢更蓄高立。²²

と、洪澤湖から水量が流入する清水の水位は洪澤湖の水量と密接な関係があった。

洪澤湖の近郊の農村風景を描いた壁画が、農村の建物に描かれていたので上図を参考に掲げておく。

（二）洪澤湖の水産資源

『高宗實錄』卷五十、乾隆二年（1737）九月壬辰（七日）條に、

…大學士朱軾、經理水利營田、官開水田數萬頃、聽民自占者不與、十餘年中、費數百萬、貧民皆取食焉、洪澤湖都受淮流、廣數百里、恃高家堰為關鍵、以束淮而漱黃、下河七州縣民命繫焉、發帑銀百萬、盡改石工、浙江松江海塘、經潮水屢漲、修築相繼、費數百萬、濱海之民、始得安衽席、無為魚之患、往者封疆大吏、好因事以自為功、有司承迎以速進取之路、凡有興作及賑災、動稱捐助、或曰小民樂輸、皇考再三諭禁、以蘇民困、州縣巧取有禁、門關苛索有禁、而民隱之萬難上達者、莫不在皇考洞鑒之中、每遇重囚、即深廬睿懷、屢飭法司、必三覆奏、好生之德、發於不能自己者如此、念刑罰所以濟政教之窮、必修禮正俗、乃可清其源、詳註 聖祖仁皇帝諭旨十六條。…²³

とあるように、大學士朱軾が水資源と農業の管理について、朝廷は数万ヘクタールの水田を開墾した。国民が勝手に土地を占拠するのは認められない、10年以上で数百万の費用を費やし、貧しい人々は皆、そこから食料を得ている。洪澤湖は淮河の影響を受け、数百距離に渡り淮河を利用して黄河を洗い流す。夏河七県の住民の生活はこれに依拠している。銀貨 100 万枚が配布され、浙江省の松江防潮堤の工事は継続され、数百万の費用を費やしたことで、海岸の人々は、皇帝に感謝している。魚に関しては心配はいらないとされ、あらゆる建設工事と災害救助がされた。

²¹ 嘉慶七年（1802）六月二日付の吳璣と多隆武の奏摺

²² 嘉慶七年六月二日付の吳璣と多隆武の奏摺。

²³ 『高宗實錄』卷五十、乾隆二年（1737）九月壬辰（七日）。

洪澤湖は水産資源も豊富で、江蘇省洪澤湖漁業管理所と省洪澤湖漁業協会による湖畔企業によれば洪澤湖展示グループは、主に3種類の農産物（洪澤湖ケガニ、洪澤湖カワハマグリ、洪澤湖エビ）の他に、洪澤湖ザリガニ、スッポン、カワハギ、クサビノコギリなどの特産品の他に「洪澤湖のアサリ」がある。²⁴



図3 洪澤湖の水産資源の蟹（百度による）

（三）洪澤湖の航路

『聖祖實錄』卷一百六十五、康熙三十三年（1694）十月に、

九卿議覆、河道總督于成龍疏言、…九卿以兩隄之間浚河、則舊隄兩面受水衝盪、議不准行、今于成龍請開運料小河、即斬輔欲開小河之處、若將此開濬、勢必引入洪澤湖之水、浸潤衝刷、兼之湖水泛溢、河水盈漲、高家堰斷不能保、況修隄土石、並非高郵等處所出、與其於小河以小船載運、何如即由洪澤湖、以商賈大船載運、此本著另議具奏、尋九卿議覆、高家堰等處改建石隄、為永久計、應如所請速行建造、其開運料小河必至引入洪澤湖之水衝激高家堰隄工、應不准行、從之。²⁵

とあり、洪澤湖において大型の商船が航行できるようになった。

『聖祖實錄』卷二百一、康熙三十九年（1700）十月には、

河道總督張鵬翮題、宿州幫、受兌鳳陽漕米之船、往例回空、由洪澤湖入淮河、方抵水次、而張福等口、已經築壩、以禦黃水倒灌、回空漕船、勢必由六壩入湖、始能歸塢、今六壩將閉其五、惟夏家橋一壩、已堵過半、臣恐有悞新兌、從權暫留夏家橋口門三十丈、以待該幫漕船入湖之後、即勒期將夏家橋全閉、既不阻運、又不悞工、從之。²⁶



写真4 洪澤湖の帆船（百度による）

²⁴ 『洪澤湖志』編纂委員会編『洪澤湖志』321-333頁。

²⁵ 『聖祖實錄』卷一百六十五、康熙三十三年（1694）十月甲寅（二十日）條。

²⁶ 『聖祖實錄』卷二百一、康熙三十九年（1700）十月甲申（二十五日）條。

とあるように、洪澤湖から淮河に水流が流失していた。

『聖祖實錄』卷二百二十四、康熙四十五年（1706）正月己巳（十日）には、九卿議覆、江南江西總督阿山等疏言 皇上軫念國計民生悉心籌畫、特頒訓旨於高家堰三壩下挑河兩岸築隄束水、入高郵邵伯湖其高郵州減水壩下亦挑河束水由串場河入白駒等河入海泗州一帶被災地方亦築隄束水、不使泛溢、竊查高家堰三壩、其中隄相近現有唐漕等河、應於三壩下各開引河一道兩旁築隄、引水至唐漕河、入寶應湖又查高郵運河、減水壩之水、自車邏等壩、由馬飲塘、入運鹽河、出頭閘、由興化之車路、白塗、海溝、過串場河、下丁溪草堰白駒閘入海除海溝河、見今深闊、直達白駒閘、不必開濬外應將車路河、白塗河、淤淺之處、開濬深通、俾之入海、…則淮河之水勢既分、不但泗州、盱眙、積水稍減、而洪澤湖之水、不致泛溢、亦可有利於高家堰、而漕糧商民船隻、可免洪澤湖風波之險矣。²⁷

とある。洪澤湖を渡航する漕糧船や商船は洪澤湖の風波の厳しさから逃れることは出来なかった。

洪澤湖の舟運については、『高宗實錄』卷千三百九十一、乾隆五十六年（1791）十一月庚子（二十九日）條に、

兩淮鹽政全德奏、淮北引鹽、行銷廬州者、向由洪澤湖、舟運至壽州另雇牛車陸運一百四十里、方至府城、嗣因洪湖旱淺、奏請全用舟運、由運河出瓜州大江、從裕溪進口到廬、查前陸運時、每年僅銷一萬餘引、自改江運、逐漸多銷、近年銷至二萬餘引、詢之商民等、據稱陸運時、牛戶拉鹽到家、偷竊鹽觔、用沙土攙入、民間不得買食淨鹽、而私販者比官鹽較好、故民間喜食私鹽、以致官引不銷、今鹽船水運到岸、並無攙和、民間得食好鹽、反無利可圖、不禁自止、故官引暢銷、是江運已有成效、應請永為定例、又滁州及來安縣、亦係食淮北陸運之鹽、該處亦有河可以通江、現令照廬州例、一體江運、以收便民裕課之益、得旨嘉獎。²⁸

とあり、「淮北引鹽、行銷廬州者、向由洪澤湖、舟運至壽州另雇牛車陸運一百四十里、方至府城、嗣因洪湖旱淺、奏請全用舟運」と指摘されるように、淮北の塩を淮北から運び、廬州で販売する場合は、かつて洪澤湖から舟で攀州まで運び、そこから牛車を雇って陸路一四〇里を県都まで運んでいた。しかし、洪澤湖の干魃により、彼らは舟で輸送するよう要請した。

洪澤湖を航行する民船について、『聖祖實錄』卷二百二十四、康熙四十五年（一七〇

²⁷ 『聖祖實錄』卷二百二十四、康熙四十五年（1706）正月己巳（十日）。

²⁸ 『高宗實錄』卷千三百九十一、乾隆五十六年（1791）十一月庚子（二十九日）條。

六) 正月己巳(十日)條に、

九卿議覆、江南江西總督阿山等疏…清口此工開成、則淮河之水勢既分、不但泗州、盱眙、積水稍減、而洪澤湖之水、不致泛溢、亦可有利於高家堰、而漕糧商民船隻、可免洪澤湖風波之險矣、又查運河水漲之時、清江浦、及淮安隄工、猶有可虞、應於文華寺地方開引河、至運河水長之際、使之分流、自楊家廟由白馬湖楊家溝、入清蕩湖、至淮安城南所有澗河原係引運之河今當挑深、其澗河下所有清溝河、…假令張鵬翮祖墳被人發掘、伊肯默然耶數年來兩河平靜、民生安樂、何必多此一事先年靳輔所開中河凡漕運商民船隻、避黃河一百八十里之險此河確有成效、至今往來之人、尚追念之、但靳輔所開止因舊河身、疏濬今欲開溜淮套必至鑿山穿嶺不惟斷難成功、即或成功、將來汎水泛溢、不漫入洪澤湖、必致衝決運河矣、上又問張鵬翮及眾河官曰此河若開、爾等能保無事乎、張鵬翮等奏云、臣等一無所知、數年來、皆仰賴、皇上教訓指授此工如何敢保。²⁹

とあり、穀物輸送商船は、洪澤湖の暴風雨の危険を回避できるようになった。さらに、運河の水位が上昇した場合、清江浦と淮安の堤防工事は依然として危険にさらされた。そこで、文華宮付近に分水路を開通させる必要があった。運河の水位が上昇した際には、楊家廟から白馬湖の楊家運河を経由し、清上湖を経て淮安市へと運河を迂回させる予定であった。穀物輸送商船は、洪澤湖の暴風雨の危険を回避できるようになると、さらに運河の水位が上昇した場合、清江浦と淮安の堤防工事は依然として危険にさらされた。そこで、文華宮付近に分水路を開通させる必要があった。運河の水位が上昇した際には、楊家廟から白馬湖の楊家運河を経由し、清上湖を経て淮安市へと運河を迂回させる予定であった。

『聖祖實錄』卷二百二十八、康熙四十六年(1707)二月乙巳(二十二日)條によれば、上召扈從大小臣工、及總督巡撫司道、總河、河官近、御舟前列跪於岸、上諭張鵬翮曰爾身任總河宜時時巡視隄河不避風雨以勉盡職守…後洪澤湖水漲溢隄岸危險河官欲開滾水壩前土壩以洩水勢、屢次申報爾置若罔聞以致古溝一帶地方咸被衝決、爾行事刻薄不以禮待屬員口無忌憚、使眾人皆畏懼爾朕雖加訓諭並不悛改且語多欺誑、康熙四十四年朕南巡閱河問爾高家堰石工何時可以修竣爾奏云本年七月內工竣乃遲延致逾年不完今又以溜淮套地方、可以開河請朕親臨更屬欺誑朕之言無不可向眾人言之者、今大小臣工齊集於此爾有何說可於眾人前直陳張鵬翮免冠謝罪。³⁰

²⁹ 『聖祖實錄』卷二百二十四、康熙四十五年(1706)正月己巳(十日)條。

³⁰ 『聖祖實錄』卷二百二十八、康熙四十六年(1707)二月乙巳(二十二日)條。

とあり、洪澤湖の水位が上昇し、堤防が氾濫して危険な状態になると、河川を担当する官憲は堤防前の土手堤防を開放して放水しようとした。その結果、古溝一帯は洪水に見舞われた。

『聖祖實錄』卷二百三十三、康熙四十七年(1708)五月辛巳(六日)に、

諭大學士等朕南巡閱河、見洪澤湖風浪危險、隄岸陡立、商民船隻觸石損壞、傷人甚多、朕心時切軫念、因特令河臣、沿湖隄創設救生木椿、自設椿以來、數年內、並未損船、傷人於商民大有裨益、此椿應時加增修、愈多愈善嗣後著江寧蘇州、杭州三處織造每歲於節省銀內各捐五百兩解送總河衙門、以備救生椿之用該省逐歲增修存案不必奏銷如不實行修理、於別項支用者、從重治罪。³¹

と、洪澤湖の風波が荒く、堤防が険しく打ち寄せられ、商人や民の船が岩に衝突して損傷し、河川官吏に命が湖岸に救命用の杭を立てさせた。杭を立てて以来、ここ数年、船舶の損傷や負傷者はなく、商人や民に大きな恩恵をもたらした。これらの杭は定期的に補修し、増設する必要があった。杭が多ければ多いほど良かった。江寧、蘇州、杭州の織造局が毎年銀500両を出し、河川総局に送り救命用の杭を準備させた。省は毎年の補修記録を保管し、修理を怠り、資金を他の目的に使用した者は厳しく処罰された。

『高宗實錄』卷六十七、乾隆三年(1738)四月庚戌(二十八日)の條に、

兩江總督那蘇圖遵旨議奏、毛城舖減水石壩、原因徐州一帶、兩岸山勢夾束、河流不能下注、徐城逼處河濱、上壅下溢、屢屢為患、前河臣靳輔、於康熙十七年請設減水壩、分洩黃漲、保護徐城、以及上下兩岸險工、其減下之水、歸洪湖、以助清刷黃、是乃減黃河出槽盈溢之水、非減正河大溜之水、故數十年均受其益、且現在壩基、離河岸三十餘里、故歷久循行、無奪流之患、祇因邇年以來、壩外沿河隄岸、漫口甚多、壩座傾廢、舊有下游河道、年久淤阻、以致減入黃水過多、擁入毛城開口、來水多而去水無路、遂致漫流、永、碭、田禾、屢經淹損、河臣高斌會議修築毛城石壩、并將壩口丈尺收縮、又將臨河各衝漫水口、悉照舊隄修築堵塞、止留下游定國寺倒勾水支河一道、及分洩郭家口支河一道、減入之水、已較近年減少大半、而壩口用石攔水、下游一帶淤淺河道、現估挑浚、由徐、蕭、睢、宿、靈、虹、等州縣、至泗州之安河陡門、紆迴六百餘里、中經孟山等五湖、澄清黃水、停蓄以入洪湖、種種來水去水情形、乃係修復舊制、並非增創更張、揆之目前形勢、…又諭、江南毛城舖工程、漸次就緒、但此地至洪澤湖、河湖水道、六百餘里、經歷數十州縣、土壤相錯、若無專員統轄、則各邑丞簿微員、呼應不靈、所有一切隄岸壩座工程、未必經久堅固、況現

³¹ 『聖祖實錄』卷二百三十三、康熙四十七年(1708)五月辛巳(六日)條。

在修防疏濬、尚須逐年料理、則歲修之費、亦當豫為籌及者、著河道總督高斌、會同江南總督那蘇圖、悉心妥議、於就近廳員內、歸併何員管轄、並酌定歲修之費若干、於每年冬末春初河水未發時、相度修治、俾地方永受其益、尋奏覆、毛城舖減水壩迤下河道、令豐蕭碭河務通判、銅沛河務同知、邳睢靈璧河務同知、宿虹河務同知、山盱河務通判、各照所屬地方、分界管理、每歲於冬初水涸時、該管官查明應行挑浚工段、勘估興修、所需銀兩、於江寧藩庫每年動撥銀三千兩、豫貯廬鳳道庫備用、如有餘剩、存為下年之用、倘有不敷、如數補領、其子堰或經卑薄、河道間有淤阻、均令隨時修補疏導、下部議行。

とあり、洪澤湖全体が、淮河と溪河の 72 の川から水を集めた。港湾における船舶の浚渫方法を模倣し、船尾では鉄のほうき状の道具が前後に引きずられていた。砂は水とともに沈んでいった。それで海へ、そうすれば高塘が氾濫する危険はなくなり、誰もがその恵みを受した。

『高宗實錄』卷二百七十、乾隆十一年（1746）七月には、

諭、朕聞洪澤湖、周圍寬廣五百餘里、一遇風起浪湧、船隻每有漂溺之患、康熙年間、蒙 聖祖仁皇帝、特設救生椿釘於石工之外、使被弱之人、得以攀援而上、全活甚多、今夏家橋地方、有舊葦壩一座、并高堰迤南順水壩一座、俱有口門、為遭風船隻躲避之所、於行舟甚屬有益、著再於高堰廳屬之老隄頭、山盱廳屬之高澗壩迤南、及徐家灣、周橋等、四處、各添設護隄、救生壩、俾沿湖一帶人船、恃以安全、該部即行知署河道總督顧琮、令其遵諭妥協辦理。³²



写真 5 洪澤湖の帆船風景（百度による）

とある。舟は非常に有益であるため、高岩堂管轄の古い堤防、山旭堂管轄の高尖塘の南側、徐家湾と周橋の 4 か所に防護堤防と救生壩など救命堤防を追加し、湖沿いの人や舟の移動を円滑にした。

『高宗實錄』卷一千三百九十一、乾隆五十六年（1791）十一月に、

³² 『高宗實錄』卷二百七十、乾隆十一年（1746）七月己酉（十五日）條。

兩淮鹽政全德奏、淮北引鹽、行銷廬州者、向由洪澤湖、舟運至壽州另雇牛車陸運一百四十里、方至府城、嗣因洪湖旱淺、奏請全用舟運、由運河出瓜州大江、從裕溪進口到廬、查前陸運時、每年僅銷一萬餘引、自改江運、逐漸多銷、近年銷至二萬餘引、詢之商民等、據稱陸運時、牛戶拉鹽到家、偷竊鹽舫、用沙土攙入、民間不得買食淨鹽、而私販者比官鹽較好、故民間喜食私鹽、以致官引不銷、今鹽船水運到岸、並無攙和、民間得食好鹽、反無利可圖、不禁自止、故官引暢銷、是江運已有成效、應請永為定例、又滁州及來安縣、亦係食淮北陸運之鹽、該處亦有河可以通江、現今照廬州例、一體江運、以收便民裕課之益、得旨嘉獎。³³

と、淮北で製塩された塩が塩船に積載され洪澤湖を航行して輸送された。淮北の販路として廬州こと府城の合肥まで輸送するのに洪澤湖から舟運により壽州まで赴き、そこで牛車を雇用して陸運すること一百四十里で、まさに府城に至った。もし洪澤湖の水量が少なければ全て舟運によって、運河を経由して瓜州から長江に入り、裕溪より進んで廬州に赴く、この方法を用いれば陸運の時では毎年僅かに一萬餘引の輸送であるが、すべて水運に依れば漸次輸送量が増加して二萬餘引になると、洪澤湖と運河を利用する水運は、輸送量のみでは優れていたことがわかる。



写真6 洪澤湖の帆船(百度による)

四 洪澤湖の湖盜

広大な洪澤湖にも湖盜³⁴即ち水運を行っている舟船を襲撃する盜賊が出没した。

『高宗實錄』卷五十、乾隆二年(一七三七)九月壬辰(七日)條に、盜賊之源也、…洪澤湖都受淮流、廣數百里、恃高家堰為關鍵、以束淮而漱黃、下河七州縣 民命繫焉、發帑銀百萬、盡改石工、浙江松江海塘、經潮水屢漲、修築相繼、費數百萬、濱海之民、始得安衽席、無為魚之患、往者封疆大吏、好因事以自為

³³ 『高宗實錄』卷一千三百九十一、乾隆五十六年(1791)十一月庚子(二十九日)條。

³⁴ 松浦章「清代康熙年間の徽州官吏と洞庭湖の湖盜」『或問』第40号、1-12頁。

松浦章「明代における内河・大江・湖水の盜賊—河盜・江盜・湖盜—」『海事史研究』第81号、51-66頁。

功、有司承迎以速進取之路、凡有興作及賑災、動稱捐助、或曰小民樂輸、皇考再三諭禁、以蘇民困、州縣巧取有禁、門關苛索有禁、而民隱之萬難上達者、莫不在・列祖者、惟茲天下之烝黎、故休戚相關、如保赤子、而民之所以安者存乎政、政之所以舉者存乎人、故宵衣旰食、日有孜孜、尤以是為先務焉、念民所苦病者、莫如賦重而刑濫、有司遇災禱而不恤、巧法侵漁、或惰侈以自耗、致民俗之日偷、逐姦利、縱淫樂、聚徒鬥狠、若是者皆盜賊之源也。³⁵

とあり、洪澤湖は淮河の氾濫によって数百里にわたって広がると、高甲堰を要衝として淮河の水位を制御し、黄河の排水を行っていた。下流の七県の人々の暮らしは、この湖にかかっている。石積みの交換には数百万銀が費やされた。浙江省の松江防波堤は、満潮時に何度も築かれ、数百万銀が費やされた。こうしてようやく沿岸の人々は漁獲の心配から解放され、安穩と暮らせるようになった。洪澤湖の水源は淮水から多くの水源を受け、広々としているが、法を犯して人々の受益を脅かす盗賊が出没する。とくに密漁が人々の生活を脅かしていたのであった。

『高宗實錄』卷千四百十六、乾隆五十七年（1792）十一月己亥（四日）條に、

諭軍機大臣曰、書麟奏訪拏洪澤湖竊刦匪犯、分別辦理一摺、已交軍機大臣、會該部速擬具奏矣、此案史奇萬等、糾夥在洪澤湖持械行刦、夥犯陳忞才等、潛匿湖面、疊竊多案、實屬愍不畏法、江南係屬水鄉、如洪澤湖太湖等處、汪洋遼闊、匪徒最易潛蹤、若似此糾夥持械、頻行疊刦、實為行旅之害、此皆由地方官平日不能認真查緝所致、書麟身任總督有年、方辦此一事、能無愧乎、著傳諭書麟、奇豐額、嚴飭所屬、於洪澤湖太湖等處、務當實力巡查、遇有匪徒行刦之事、隨時嚴辦、以靖湖面而戢盜風。³⁶

とあり、洪澤湖と太湖は水郷江南に属して、しかも広々としているため匪徒が出没しやすく、湖水を航行する旅人や商人を害するため、地方官は常に巡查を怠らないように努める必要があった。

『宣宗實錄』卷二百五十、道光十四年（1834）三月壬申（七日）條には、

諭軍機大臣等、御史章煒奏、安徽鳳陽府…洪澤湖内、為梟匪出沒之區、行旅視為畏途、尤宜亟加整頓、著鄧廷楨督飭各屬、嚴行查禁、如有前項匪徒、立即嚴拏懲辦、並出…盜馬茂柏等、雖已拏獲懲辦、究未淨絕根株、上年經督臣奏明、改設洪澤湖都司、駐劄江蘇安徽兩省交界之老子山、以資鈴轄、又倣照保甲之法、將湖内漁船、逐

³⁵ 『高宗實錄』卷五十、乾隆二年（一七三七）九月壬辰（七日）條。

³⁶ 『高宗實錄』卷千四百十六、乾隆五十七年（1792）十一月己亥（四日）條。

隻編號給牌懸掛、匪船易於辨識、冀河漸就肅清、得旨、認真督辦、斷不可奉文了事。

37

とあり、洪澤湖は盗賊が出没する地域で、旅人は恐れていた。早急に是正しなければならなかった。鄧廷貞は部下を監督し、盗賊を厳しく取り締まるよう命じられ、盗賊が見つかった場合は、すぐに逮捕して処罰しなければならなかった。さらに、馬毛白ら盗賊は逮捕・処罰されたが、その根はまだ完全に根絶されていない。昨年、新たに洪澤湖都司を設置し、江蘇省と安徽省の境にある老子山に駐在させて行政管理を行った。さらに、保家制度に倣い、湖内の漁船にはすべて番号を付け、額を掲げて盗賊船の識別を容易にした。川から徐々に犯罪がなくなることを願って、真剣に監視しなければならぬとされた。

『宣宗實錄』卷二百五十、道光十四年（1834）三月壬申（七日）條によると次のように見る。

諭軍機大臣等、御史章煒奏、安徽鳳陽府屬之壽州、潁州府屬之亳州、蒙城、廬州府屬之合肥一帶地方、民風強悍、遇事忿爭、往往號召多人、持械格鬥、又近安徽泗州之洪澤湖內、為梟匪出沒之所、行旅視為畏途、請飭查辦嚴禁等語、安徽鳳潁地方、風俗強悍、如該御史所奏、遇事忿爭、持械格鬥、此風斷不可長、又洪澤湖內、為梟匪出沒之區、行旅視為畏途、尤宜亟加整頓、著鄧廷楨督飭各屬、嚴行查禁、如有前項匪徒、立即嚴拏懲辦、並出示曉諭壽州、一帶地方、不准私藏火槍及各項器械、務令當官繳銷、儻藏匿不報、一經訪獲到官、從重治罪、並曉諭鐵鋪工匠、除民間常用之物、其餘違禁器械、概不准代為私造、如查有各項違禁器械、從嚴懲辦儻有前項匪徒、藏匿滋事、地方官規避處分、隱忍不辦、或存畏難之見、恐滋事端、不肯實力查拏、目前稍事姑息、以致養癰貽患、將來別經發覺、或被科道糾參、惟該撫是問、懍之慎之、將此諭令知之、尋奏、鳳潁各屬、民風強悍、屢經嚴禁工匠、私造鳥槍火器、復於審案時、究出匪徒專習火器、名為槍手者、奏請另立專條治罪、至洪澤湖著名匪盜馬茂柏等、雖已拏獲懲辦、究未淨絕根株、上年經督臣奏明、改設洪澤湖都司、駐劄江蘇安徽兩省交界之老子山、以資鈐轄、又倣照保甲之法、將湖內漁船、逐隻編號給牌懸掛、匪船易於辨識、冀河漸就肅清、得旨、認真督辦、斷不可奉文了事。³⁸

安徽省鳳陽州管轄の壽州、亳州、孟城、合肥の地域はいずれも荒々しい気質で知られ、事態が悪化すると大勢の人が武器を取って戦うことが多い、また、これらの地域は

³⁷ 『宣宗實錄』卷二百五十、道光十四年（1834）三月壬申（七日）條。

³⁸ 『宣宗實錄』卷二百五十、道光十四年（1834）三月壬申（七日）條。

安徽省泗州の洪澤湖にも近く、盜賊が横行し、旅人は恐れて近寄らない。調査と嚴重な防禦を命じられた。安徽省鳳營は荒々しい気質であると報告され、事態が悪化すると人々は武器を取って戦うことが多い。このような傾向を放置してはならない。さらに、洪澤湖は盜賊が横行する場所であるとされ、盜賊が活動する地域は旅人にとって恐怖の場所とみなし、早急に是正すべきである。…もし報告せずに隠匿した者が発見され、当局に連行された場合、嚴重に処罰された。嚴重に捜査し、恐怖と警戒をもって処罰する。この命令は広く周知された。鳳英の民衆が乱暴で凶暴であることを皇帝に報告し、裁判では、私的に武器や銃器を作ることを厳しく禁じられていた者が摘発される。銃器を専門に扱い、「銃人」と呼ばれる者たちは、請願に基づき処罰を受ける。洪澤湖の名高い盜賊、馬毛白らは逮捕・処罰されたものの、その根は完全には絶たれていない。昨年、地方官は皇帝に上奏し、江蘇省と安徽省の境にある老子山に洪澤湖都司を設置し、管轄権を与えた。さらに、湖内の漁船に番号を付け、標識を掲げることで、盜賊船の識別を容易にした。河川の治安が徐々に改善されることが期待される。勅令に基づき、嚴重に監督を行い、放置することなく、作業を続行するとされた。

『宣宗實錄』卷二百五十三、道光十四年（1834）六月丁巳（二十九日）條に、
以緝獲江蘇洪澤湖盜匪、予都司黃琴等升敘加銜有差。³⁹

と、江蘇省洪澤湖の賊を捕らえた功績により、黃欽、阿都使らは昇進し、爵位を与えられた。

以上のように、洪澤湖には湖盜がしばしば出没して人々を悩ましていたことがわかる。

五 結語

上述のように江南の江蘇省、安徽省に跨がる巨大な淡水湖の洪澤湖は古来より人々にとって河南や安徽からの水流を有する水源であり、山水の魚介類等の資源の宝庫でもあり、航運の重要な水路でもあった。このように中国の五大淡水湖とされる江西の鄱陽湖、湖南の洞庭湖、江蘇の太湖と安徽の巢湖とともに、古くから漁業資源の宝庫としてまた水運の交通路としても利用されてきた。

重要な水路でもあった洪澤湖は、明代の漕運の発展のとともに重要な水路として利用されてきた一方、漁業者や商船の荷物等を狙う湖盜にとって重要な襲撃目標となった、「江南係屬水郷、如洪澤湖太湖等處、汪洋遼闊、匪徒最易潛蹤」と、江南の水郷の一端

³⁹ 『宣宗實錄』卷二百五十三、道光十四年（1834）六月丁巳（二十九日）條。

を担う洪澤湖や太湖などの広大な水域を有する湖水域は、盜賊が隠れやすい場所とされ、同時に襲撃されやすい場所とされたのであった。

本稿作成の契機は、2018年4月7-9日に淮安で開催された中国の国家社会科学基金重大招標項目“大運河與中国古代社会研究”の会議と大運河學術考察活動に参加したことによる。会議と考察は、4月8日午前9時に淮陰師範学院において会議が行われ、午後2時より淮安附近の大運河が考察が行われた。4月9日午前には洪澤湖及淮河の考察、午後に南京に戻った。参加に加えられ広大な洪澤湖の見学と近郊の史跡や近郊農村の参観を許された南京大学歴史学院の馬俊亞教授と范金民教授に末筆乍ら謝意を表す次第である。

近代東西言語文化接触研究会

本会は、16 世紀以降の西洋文明の東漸とそれに伴う文化・言語の接触に関する研究を趣旨とし、具体的には次のような課題が含まれる。

- 1、西洋文明の伝来とそれに伴う言語接触の諸問題に関する研究
- 2、西洋の概念の東洋化と漢字文化圏における新語彙の交流と普及に関する研究
- 3、近代学術用語の成立・普及、およびその過程に関する研究
- 4、欧米人の中国語学研究（語法、語彙、音韻、文体、官話、方言研究等々）に関する考察
- 5、宣教師による文化教育事業の諸問題（例えば教育事業、出版事業、医療事業など）に関する研究
- 6、漢訳聖書等の翻訳に関する研究
- 7、その他の文化交流の諸問題（例えば、布教と近代文明の啓蒙、近代印刷術の導入とその影響など）に関する研究

本会は、当面以下のような活動を行う。

- (1) 年 3 回程度の研究会
- (2) 年 2 回の会誌『或問』の発行
- (3) 語彙索引や影印等の資料集（『或問叢書』）の発行
- (4) インターネットを通じての各種コーパス（資料庫）及び語彙検索サービスの提供
- (5) (4) のための各種資料のデータベースの制作
- (6) 内外研究者との積極的な学術交流

会員

本会の研究会に出席し、会誌『或問』を購読する人を会員と認める。

本会は、言語学、歴史学、科学史等諸分野の研究者の力を結集させ、学際的なアプローチを目指している。また研究会、会誌の発行によって若手の研究者に活躍の場を提供する。学問分野の垣根を越えての多くの参集を期待している。

本会は当面、事務局を下記に置き、諸事項に関する問い合わせも下記にて行う。

〒564-8680 吹田市山手町 3-3-35 関西大学惟謙館 2 階

言語研究班室

E-mail: u_keiichi@mac.com

代表世話人：内田慶市